

令和2年度 介護保険料



■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年度から創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の人がか納めている保険料と公費を財源としています。

40歳～64歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まります。医療保険の保険料に介護保険料分を合わせて納めています。

65歳以上の人（第1号保険者）は、町にかかる介護サービス費用総額見込みに基づき一人当たりの介護保険料を算出しています。

65歳以上の人に納めていただく令和2年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況

などにより算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。通知書の内容は本人の保険料の納め方によって異なります。お手元に届いた通知書の内容を必ず確認してください。

介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。

令和元年10月の消費税率10%の引き上げに伴い、令和2年度における第1から3段階（住民税非課税世帯）の介護保険料の軽減強化を行っています。

公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

65歳以上の皆さんへ

7月上旬ごろに「令和2年度 介護保険料のお知らせ」を送付します

介護保険料は住民税（前年中の所得）などを基に算定します。6月上旬ごろに住民税（前年中の所得）などが確定し、7月上旬ごろに令和2年度の住民税（令和元年中の所得）などを基に再度算定し直した保険料を改めてお知らせします。

令和2年度の所得段階別の保険料

基準額 4,500円/月額

段階	対象者	月額保険料	年額保険料	
第1段階	生活保護を受給している人	1,350円	16,200円	
	世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受けている人 前年の合計所得金額 + 課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円超 120万円以下の人	2,250円	27,000円
第3段階		120万円超の人	3,150円	37,800円
第4段階	世帯の誰かが住民税が課税されていて、本人は非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円以下の人	3,734円	44,800円
第5段階		80万円超の人	4,500円	54,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	5,625円	67,500円
第7段階		120万円以上 200万円未満の人	5,850円	70,200円
第8段階		200万円以上 300万円未満の人	6,884円	82,600円
第9段階		300万円以上の人	7,650円	91,800円

※第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

65歳以上の人の

介護保険料の納め方

介護保険料は年金受給額によって特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。そのため、納め方を個人で選ぶことはできません。

特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額**18万円以上**の人



年金から差し引かれます

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払のときに、受給額から保険料があらかじめ引かれます。

前年度	本年度（令和2年度）						
	仮徴収			→ 額が変更となる場合があります。	本徴収		
	前年度2月と同額の保険料を納めます。						
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)		10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
	確定した年間保険料から仮徴収額を引いた額						

一時的に納付書で納める場合

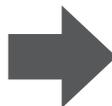
- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額**18万円未満**の人



納付書などで納めましょう

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、指定の金融機関などを通じて納めていただきます。

介護保険料を納めないでいると…

介護保険料を滞納すると、介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

1年以上滞納すると

（保険給付の償還払い）

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻される「償還払い」になります。

1年6か月以上滞納すると

（保険給付の一時差し止め）

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の9割）が支払われない（差し止め）ことになります。

2年以上滞納すると

介護保険料は納期限から2年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が1割から3割になり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。